

公立大学法人神戸市看護大学職員の期末手当等の支給に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第10号

公立大学法人神戸市看護大学職員の期末手当等の支給に関する規程施行細則の一部を改正する細則

公立大学法人神戸市看護大学職員の期末手当等の支給に関する規程施行細則（2019年4月1日細則第30号）の一部を次のように改正する。

(改正前)		(改正後)					
附 則 (略)		附 則					
_____		この細則は、2025年4月1日から施行する。					
別表（第6条関係）							
<table border="1"><thead><tr><th>職員</th><th>加算割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>教育職給料表の職務の級4級の職員</td><td>100分の15 (学部長, 研究科長, <u>いちかんダイバーシテイ看護開発センター長</u> 及び<u>図書館情報センター長</u>にあつては、100分の20)</td></tr></tbody></table>	職員	加算割合	教育職給料表の職務の級4級の職員	100分の15 (学部長, 研究科長, <u>いちかんダイバーシテイ看護開発センター長</u> 及び <u>図書館情報センター長</u> にあつては、100分の20)	<table border="1"><tbody><tr><td></td><td><u>いちかん看護開発センター長</u> <u>図書館長</u></td></tr></tbody></table>		<u>いちかん看護開発センター長</u> <u>図書館長</u>
職員	加算割合						
教育職給料表の職務の級4級の職員	100分の15 (学部長, 研究科長, <u>いちかんダイバーシテイ看護開発センター長</u> 及び <u>図書館情報センター長</u> にあつては、100分の20)						
	<u>いちかん看護開発センター長</u> <u>図書館長</u>						